

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年12月12日
(平成28年11月受付分)



平成28年11月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計6件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆気をつけよう！ オンラインゲームの高額請求

事例：

クレジットカードに28万円もの高額な請求があることがわかった。息子がオンラインゲームで有料コインを購入したらしい。先日、オンラインゲームの登録に700円が必要だと頼まれ、決済のためにクレジットカード番号を入力した。その後はそのクレジットカード番号で有料アイテムを次々に買ったようだ。息子は「ゲーム内でコインを買うときに難しい操作はなく、どんどん買えた」と言っている。(当事者：12歳 男児)

遊ぶ前に
親子でルール作りを!



✔アドバイス

- オンラインゲームに関する相談が後を絶たず、高額な請求を受けるケースも見られます。
- クレジット決済のために親が入力したクレジットカード番号が有効になっていて、子どもが自分で番号を入力しなくても、オンラインゲームに課金が出来てしまうケースなども見られます。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。
- オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。周りの大人はオンラインゲームの仕組みについて理解し、ゲームの遊び方やルールについては子どもと決めておくようにしましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第106号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
19	定期購入しているニキビに効果があるというクリームを解約しようと思い、何度も業者に電話をしているが繋がらず困っている。
19	出会い系サイトに誘われ、アドレスを交換するためのポイントを購入して利用するよう請求メールが執拗に送られてくる。利用したくないがどうしたらいいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)